

2 消安第 2088 号
令和 2 年 8 月 7 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 江藤 拓
(公 印 省 略)

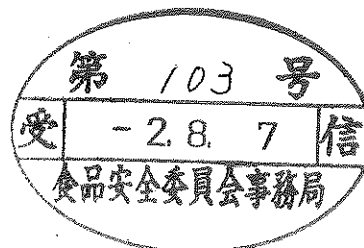
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる飼料添加物を含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準を改正すること。

遺伝子組換え技術によって得られた *Bacillus licheniformis* から産生されるアルカリ性プロテアーゼ



飼料添加物アルカリ性プロテアーゼ（その3）を含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

プロテアーゼは、ペプチド結合を加水分解する酵素の総称であり、飼料に添加することで消化管でのたん白質・アミノ酸の消化率を向上させ、生体内での利用を促進する。

国内において、*Aspergillus melleus*、*Bacillus licheniformis* 又は *Streptomyces caespitosus* 由来のアルカリ性プロテアーゼが、「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」を目的として、平成2年に飼料添加物として指定されている。その後平成10年に *Bacillus subtilis* 由来のものがアルカリ性プロテアーゼ（その2）として追加された。また平成30年には、遺伝子組換え技術により *Bacillus licheniformis* Si3 株に *Nocardiopsis prasina* 株由来のアルカリ性プロテアーゼ遺伝子を合成して得たDNAを挿入させ、アルカリ性プロテアーゼ産生能を向上させた組換え生産菌 *Bacillus licheniformis* JPBL001 株由来のアルカリ性プロテアーゼが、食品健康影響評価の結果を受けて、鶏用の飼料添加物アルカリ性プロテアーゼ（その3）として追加された。

今回、アルカリ性プロテアーゼ（その3）について、豚用飼料への対象家畜適用拡大が要望された。

今回、食品安全委員会の意見を聴取する改正については、令和元年12月27日に農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

2. 改正の概要

要望のあったアルカリ性プロテアーゼを含む飼料について、豚用飼料への適用を認めるよう、飼料一般の製造の方法と基準を改正する。

3. 新たな提出資料

① 豚の飼養試験に関する資料

アルカリ性プロテアーゼを添加した飼料を豚に給与し、効果及び安全性を確認する飼養試験の資料が提出された。

4. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正の手続を進める。